

令和8年第3回取手市議会定例会 議案概要

議案：	9件	条例の一部改正（一括改正含む。）	2件
		市道路線の認定・変更	2件
		令和8年度補正予算	5件
報告：	1件	財政健全化判断比率報告	1件
認定：	7件	令和7年度決算の認定	7件
同意案：	1件	教育委員会委員の選任同意	1件
諮問：	1件	人権擁護委員の推薦	1件

議案第41号

取手市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
について（市民課）

地方自治法施行規則が改正され条項の移動が生じることに伴い、同規則を引用する
条例の規定を改正するものです。

議案第42号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例について（保育課）

法律の改正等に伴い、条例の基準となっている内閣府令が改正されたことを踏まえ、
【①満3歳以上限定小規模保育事業の創設 ②児童対象性暴力等の防止に関する規定
の追加 ③理学療法士等を保育士とみなすことができる規定の追加】に関して必要な
改正を行うため、次の条例について一括して改正するものです。

- ・「取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」
- ・「取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例」
- ・「取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」

① 満3歳以上限定小規模保育事業の創設

「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）」の一部の施行に
伴い、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されました。これを受けて、こども家庭

庁が定める、事業の認可に関する府令基準（「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」）及び事業者の確認に関する府令基準（「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」）が改正されたことを踏まえ、認可に関する基準、確認に関する基準それぞれに対応する市の条例（「取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」）を改正します。

これにより、小規模保育事業について、これまでは対象が0歳児から2歳児までに限られていたところ、満3歳以上の未就学児についても保育を行うことが可能となります。

② 児童対象性暴力等の防止に関する規定の追加

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が成立し、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対して従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が義務付けられました。これを受けて、こども家庭庁が定める、家庭的保育事業等の認可に関する府令基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）及び乳児等通園支援事業の認可に関する府令基準（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）が改正されたことを踏まえ、家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業の認可に関する基準それぞれに対応する市の条例（「取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」）を改正します。

これにより、保育所等において職員を採用する際に法律が規定する犯罪事実の確認を行うなど、児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が義務付けられます。

③ 理学療法士等を保育士とみなすことができる規定の追加

こども家庭庁から「保育政策の新たな方向性」（令和6年12月公表）が示され、保育所等における理学療法士等の専門職の活用を進めることが明記されました。これを受けて、同庁が定める府令基準（「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」）が改正されたことを踏まえ、対応する市の条例（「取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」）を改正します。

これにより、保育所等における職員配置の基準について、保育士の数の算定に当たり、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等1人を保育士とみなして算定することができるようになります。

議案第43号 市道路線の認定について（管理課）

取手駅北土地地区画整理事業により整備された道路（白山地区1路線、新町地区2路線）について、市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

議案第44号 市道路線の変更について（管理課）

開発行為により道路の形態が変更されたもの（小浮気地区1路線）について、路線の幅員及び終点を変更するため、議会の議決を求めるものです。

議案第45号 令和8年度取手市一般会計補正予算（第2号）

1. 補正予算の規模

補正予算の総額は、12億2,412万3千円の増額で、
補正後の予算総額は、512億7,623万2千円となります。

●一般会計予算9月補正額

（単位：千円）

区 分	補 正 額 の 財 源 内 訳			
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1,224,123	114,978	81,000	20,980	1,007,165

2. 主な歳出補正の内容

1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業 …5,160万円

令和8年6月5日に成立した国の令和8年度補正予算において、中東情勢が不透明な中、地方自治体が地域の実情に応じて必要な支援策を実施できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が措置されたことから、市が独自で行う物価高騰対策事業に必要な経費を計上します。

【内訳】

（単位：千円）

事業名	事業費	事業概要
福祉施設等 物価高騰対策支援金	37,800	物価高騰対策として、高齢者福祉施設・障害者福祉施設等を運営する事業者に対し、支援金を交付します。
地域公共交通等 支援事業補助金	13,800	地域公共交通等の安定的な運行及び市民生活に必要な移動手段の維持に資するため、エネルギー価格等の高騰の影響を受ける地域公共交通等の事業者に対し補助金を交付します。
合 計	51,600	

2) デマンド型交通導入に向けた実証運行事業 …2,859 万 6 千円

既存の公共交通機関を利用できない移動困難者等に対し、買物や通院など日常で最低限必要となる移動手段を確保し移動格差を解消するため、乗合形式のデマンド型交通導入に向けた実証運行を実施します。

【運行期間】令和 9 年 1 月～12 月

【対象者】

①市が指定する移動不便地域内に居住している方（令和 9 年 1 月～開始）

②市内の移送団体に利用者登録をしている方（令和 9 年 4 月～開始）

※いずれも自力乗車可能な方が対象となります

※①②で事業開始時期が異なります

【稼働日】月曜日～金曜日 ※土日祝日、年末年始を除く

【稼働台数】3 台（西部地区 1 台／東部地区 2 台）

【利用料金】一律 700 円

【利用方法】電話又はアプリで予約

【運行区域】

市を西部地区と東部地区に分け、原則は利用者の自宅又は利用者の属する地区内にある市指定の目的地（医療機関、公共施設、鉄道駅、商業施設 等）のみ利用可能。

3) 小中学校校舎等照明器具 LED 化事業

令和 9 年末の蛍光灯製造・輸出入終了に伴い、市内小中学校校舎等のうち、照明器具が LED 化されていない施設において、ESCO 事業を活用した照明器具の改修を実施します。令和 9 年度中の改修完了に向け、事前に契約等の準備が必要となることから、新たに債務負担行為を追加します。なお、改修にかかる歳出予算の計上は令和 9 年度を予定しています。

○対象施設

小学校（5校）	取手小、寺原小、永山小、取手西小、戸頭小
中学校（3校）	取手一中、取手二中、藤代中
その他教育施設 （4施設）	放課後子どもクラブ室（取手小・寺原小・戸頭小）、 学校給食センター

○債務負担行為設定内容

- ・ 限度額 4 億 4,490 万円
- ・ 期 間 令和 8 年度～令和 12 年度

4) その他の主な歳出補正

■都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線整備事業 …5,000 万円増

茨城県が実施する北浦川緑地整備と一体的に整備を進めている道路改良工事において、国から補助金の追加交付を受けることから、補助金相当額の工事費用を補正し、事業の推進を図ります。

■福祉施設照明器具 LED 化事業 …2,980 万円増

令和 8 年度当初予算に計上した、市内高齢者福祉施設及び障害者福祉施設の照明器具 LED 化事業において、事業費が当初の想定より増加することから、所要額を補正します。また、事業スケジュールが当初の想定から変更となるため、当初予算で設定した債務負担行為の期間も合わせて補正します。

■添排水樋管改修工事実施設計委託料 …2,288 万円

添排水樋管は設置後 50 年以上が経過しており、令和 8 年 2 月 24 日の樋管操作時にゲートの一部が破損したため、チェーンブロックによる仮設復旧を行いました。破損部分の復旧工事を実施するにあたり、実施設計委託を行うことから所要額を補正します。

■白山小学校擁壁改修工事実施設計委託料 …1,500 万円

白山小学校敷地の南側に位置する擁壁が、経年劣化により傾斜していることから、擁壁の改修工事に向けた実施設計委託を行うため所要額を補正します。

■感震ブレーカー設置費用助成事業 …100 万円

大規模地震における火災の約半数が電気に起因していること、また、停電復旧時に起こりうる通電火災も震災時における二次被害の要因となることから、揺れを感知し自動で電気を遮断する「感震ブレーカー」の設置を促し、不在時や避難時の火災を予防するため、設置費用の一部を助成します。

【補助額】設置費用の 1/2（上限 50,000 円）

3. 主な歳入補正の内容

1) 国県支出金

■物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）

…4,009 万 6 千円

地方公共団体が実施する物価高騰対策の財源として交付される国の補助金。

■防災・安全交付金（生活空間の安全確保分） …2,750 万円増

都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線整備事業の財源として追加交付される国の補助金。

■自立支援給付費負担金（過年度） …2,208 万 5 千円

令和 7 年度の自立支援給付費国庫負担金の精算により追加交付されるもの。

■地域公共交通確保維持改善事業費補助金 …2,073 万 1 千円

デマンド型交通導入に向けた実証運行事業の財源として交付される国の補助金。

■感震ブレーカー設置促進事業補助金 …66 万 6 千円

感震ブレーカー設置補助金の財源として交付される県の補助金。

2) 地方債

今回の補正予算に計上する歳出事業費の財源として計上する地方債。

■脱炭素化推進事業債 …2,680 万円増

■緊急自然災害防止対策事業債 …2,280 万円増

■市道整備事業債 …2,020 万円増

■小学校施設整備事業債 …1,120 万円増

3) その他

■企業版ふるさと納税寄附金 …500 万円増

公園整備の草刈用トラクター購入の財源として計上する寄附金。

■ネーミングライツ料 …167 万円

取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークのネーミングライツ契約に基づく命名権料。施設内に音響設備を設置するための財源として計上。

■ウェルネスプラザ利益還元金 …141 万円

令和7年度の実績に基づき指定管理者から受ける還元金。施設内に音響設備を設置するための財源として計上。

4) 一般財源

■普通交付税の決定及び前年度繰越金の確定

<各増減>

(単位：千円)

区分	決定額 (A)	当初予算 (B)	増減 (A)-(B)
普通交付税	9,057,325	8,960,000	97,325
R7 年度からの繰越金	1,495,327	500,000	995,327
合計	10,552,652	9,460,000	1,092,652

■繰越金の各基金への積立・財政調整基金繰入金の減額

前年度繰越金（普通会計）増額分の 1/2 である 5 億 295 万 4 千円を財政調整基金へ積み立てます。また、今回の補正の財源調整により、財政調整基金に 1 億 3,649 万 2 千円を繰り戻します。

5) 基金の状況

＜各種基金の主な増減と現在高＞

(単位：千円)

基 金	補正前残高	繰入額	積立額	補正後残高
財政調整基金	2,732,654	▲136,492	502,954	3,372,100
減債基金	1,184,180		324,082	1,508,262

4. 債務負担行為の補正

令和8年度当初予算に計上した福祉施設照明器具 LED 化事業及び屋外照明器具 LED 化事業において、事業スケジュールが当初の想定から変更となることから、債務負担行為の期間を補正します。

また、デマンド型交通導入に向けた実証運行事業及び小中学校校舎等照明器具 LED 化事業について、新たに債務負担行為を追加します。

議案第46号

令和8年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算総額に変更はありません。歳入の補正内容は、前年度繰越金が917万6千円の増額となり、一般会計からの繰入金と同額の917万6千円の減額となります。

歳出の補正内容は、前年度繰越金による人件費の財源充当の変更となります。

議案第47号 令和8年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算総額に1億1,083万円を増額します。

歳入の補正内容は、前年度繰越金が1億788万4千円、特別交付金が294万6千円の増額となります。

歳出の補正内容は、国保財政調整基金積立金が9,742万8千円、令和7年度の国民健康保険事業特別会計精算による一般会計への繰出金が1,248万円、国庫金等返還金が92万2千円の増額となります。

議案第48号 令和8年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算総額に3,767万8千円を増額します。

歳入の補正内容は、一般会計繰入金が 2,754 万 1 千円、前年度繰越金が 1,013 万 7 千円の増額となります。

歳出の補正内容は、茨城県後期高齢者医療広域連合へ支払う医療給付費納付金の確定により 2,754 万 1 千円、令和 7 年度の後期高齢者医療特別会計精算による一般会計への繰出金が 1,013 万 7 千円の増額となります。

議案第 49 号 令和 8 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

既定の歳入歳出予算総額に 8,079 万 3 千円を増額します。

歳入の補正内容は、国庫支出金 1,633 万 1 千円、支払基金交付金 2,553 万 8 千円、県支出金 1,943 万 7 千円、一般会計繰入金 787 万 5 千円、前年度繰越金 2 億 8,155 万 3 千円の増額となった一方、介護給付費準備基金繰入金が 2 億 6,994 万 1 千円の減額となります。

歳出の補正内容は、高額介護サービス費 6,300 万円、介護給付費準備基金積立金 606 万 3 千円、令和 7 年度の介護保険特別会計精算による一般会計への繰出金 1,173 万円の増額となります。

報告第 7 号 令和 7 年度取手市健全化判断比率について

比率の状況（速報値）

項目	令和 7 年度		令和 6 年度	
	取手市 健全化判断比率	早期健全化 基準	取手市 健全化判断比率	早期健全化 基準
実質赤字比率	－	12.00%	－	12.05%
連結実質赤字比率	－	17.00%	－	17.05%
実質公債費比率	6.2%	25.0%	7.0%	25.0%
将来負担比率	17.1%	350.0%	9.4%	350.0%

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度の健全化判断比率 4 指標の数値について報告するものです。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにつきましても、早期健全化基準には該当しない結果となりました。

全ての会計が黒字のため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じておりません。実質公債費比率については、令和 7 年度決算では 6.2%となり、前年度の 7.0%から 0.8 ポイント減少しました。将来負担比率については、令和 7 年度決算では 17.1%となり、前年度の 9.4%から 7.7 ポイント増加しました。

認定第 1 号から認定第 7 号まで 令和 7 年度取手市各会計決算の認定について

認定第 1 号から認定第 7 号まで（令和 7 年度取手市各会計決算）の内訳

認定第 1 号 取手市一般会計決算の認定について

認定第 2 号 取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について

認定第 3 号 取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

認定第 4 号 取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第 5 号 取手市介護保険特別会計決算の認定について

認定第 6 号 取手市競輪事業特別会計決算の認定について

認定第 7 号 取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

※ 詳細については、8 月 26 日（水）の議案送付日に、令和 7 年度の決算書と決算報告書を配布させていただきます。

同意案第 3 号

取手市教育委員会委員の選任に関する同意について（人事課）

令和 4 年 12 月 15 日付けで就任した櫻井 由子（さくらい よしこ）氏（現在 3 期目）の任期が本年 12 月 14 日で満了することに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員（任期 4 年）として選任したく、議会の同意を求めるものです。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（市民協働課）

令和 6 年 1 月 1 日付けで就任した島田 三郎（しまだ さぶろう）氏（現在 2 期目）の任期が本年 12 月 31 日で満了することに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員（任期 3 年）として推薦したく、議会の意見を求めるものです。